

根津神社境内撮影等使用規定

申請者は撮影に際して下記事項を了承したものとする

事前に申請があり当社が許可した場合でも、内容また使用方法が不適当と判断した場合は、該当作品及び撮影データを削除して頂きます。

下記（１）（２）（３）項については当方で判断するため、どのような映像を撮るのか具体的に申請書中に記入して下さい。

- （１） 神社の尊厳を少しでも汚す内容は含まない。
- （２） 神社を信仰する者が見て不快な場面がない。
- （３） 申込時その内容が明瞭である。
- （４） 完成内容が容易に確かめられるものであること。
- （５） 開門 30 分後から閉門 30 分前までの時間に終了する。
- （６） 火器の使用をしない。喫煙をしない。
- （７） 重要文化財建造物には一切触れない。
- （８） 仮設物の設置、機材の搬入等は予め文書にて申し出、指示に従う。
- （９） 透塀内（社殿前周辺）での撮影を行わない。
- （１０） 参詣者の妨げにならぬよう注意する。
- （１１） 観衆が出た際には危険がないよう、また神社施設を損傷する事のないよう、十分にその整理並びに警戒に当る。
- （１２） 神社所有物を損傷した時は直ちに責任をもって弁償する。（観衆に起因するものをも含む）
- （１３） 境内に駐車しない。

(14) 神社に控え室など一切要求しない。

(15) 申込は当方指定の撮影許可申請書にて予め社務所宛申し込むこと。

同意書等が必要な場合は内容によって撮影自体をお断りする場合がありますため、必ず申請時に併せて提出すること。

(16) 申込内容に変更を生じた場合も、同じく文書にて予め許可を得ること。

(17) ストーリーのあるものは、撮影箇所を明示した台本を提出すること。

(18) 申込時、併せて本郷消防署にその内容を届出していただく場合がある。

(19) 当方が要請した場合、作品に「協力 根津神社」の文字を入れること。

(20) 完成時、作品またはその複写物を神社に届けること。

